様式第４号（第６条関係）

身体障がい者診断書･意見書（ 肢体不自由用 ）

総括表

氏　名	大正 昭和　　年　　月　　日生 平成 令和　　（　　歳）	男・女
住　所		
①障がい名（部位を明記）		
②原因となった 疾病・外傷名	交通・労災・その他の事故，戦傷・戦災， 自然災害，疾病，先天性，その他（　　）	
③疾病・外傷発生年月日　　年　　月　　日・場所		
④参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。） 障がい固定又は障がい確定（推定）　　年　　月　　日		
⑤総合所見 （将来再認定　　要・不要） （再認定の時期　　年　　月）		
⑥その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年　　月　　日 病院又は診療所の名称 所　　在　　地 診療担当科名　　科　　医師氏名		
身体障害者福祉法第１５条第３項の意見（障がい程度等級についても参考意見を記入すること。） 障がいの程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障がいに ・該当する（　　級相当） ・該当しない		

注　１　障がい名には現在起こっている障がい、例えば両眼視力障がい、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障がい等を記入し、「②原因となった疾病・外傷名」には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。

２　歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）を添付してください。

３　障がい区分や等級決定のため、宮崎市社会福祉審議会から改めて次項以降の部分についてお問合わせをする場合があります。

肢体不自由の状況及び所見

1　神経学的所見その他の機能障がい（形態異常）の所見（該当するものを○で囲み、下記空欄に追加所見を記入すること。）

（1）　感覚障がい（下記図示）　（有＜感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚＞・無）
（2）　運動障がい（下記図示）　（有＜弛緩性麻痺・痙性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他＞・無）
（3）　起因部位　（脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他）
（4）　排尿・排便機能障がい　（有・無）
（5）　形態異常　（有・無）
（追加所見）

参考図示

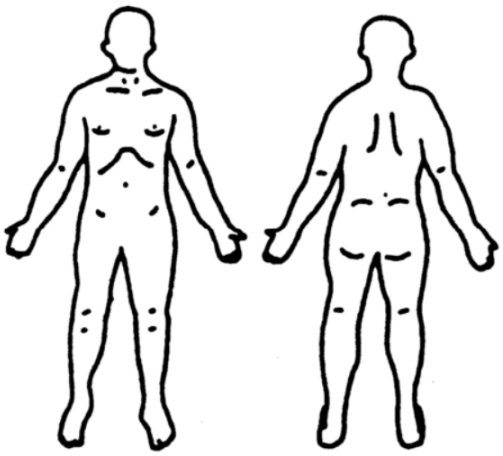

右		左
	上　肢　長　cm	
	下　肢　長　cm	
	上　腕　周　径　cm	
	前　腕　周　径　cm	
	大　腿　周　径　cm	
	下　腿　周　径　cm	
	握　力　kg	

×変形　切離断　感覚障がい　運動障がい

（注）1　関係ない部分は記入不要である。
2　計測法は次のとおりである。
上肢長：肩峰→橈骨茎状突起　　前腕周径：最大周径
下肢長：上前腸骨棘→（脛骨）内果　　大腿周径：膝蓋骨上縁上10cmの周径（小児等の場合は別記）
上腕周径：最大周径　　下腿周径：最大周径

2　動作・活動（自立―○、半介助―△、全介助又は不能―×により記入し、（　）の中のものを使うときはそれを○で囲むこと。）

寝返りする		シャツを着て脱ぐ	
足を投げ出して座る		ズボンをはいて脱ぐ（自助具）	
いすに腰掛ける		ブラシで歯を磨く（自助具）	
立つ（手すり、壁、つえ、松葉つえ、義肢、装具）		顔を洗いタオルでふく	
家の中の移動（壁、つえ、松葉つえ、義肢、装具、車いす）		タオルを絞る	
洋式便器に座る		背中を洗う	
排せつの後始末をする		二階まで階段を上って下りる（手すり、つえ、松葉つえ）	
（はしで）食事をする（スプーン、自助具）		屋外を移動する（家の周辺程度）（つえ、松葉つえ、車いす）	
コップで水を飲む		公共の乗物を利用する	

歩行能力の程度（補装具なしで）	正常に可能 m以上歩行不能

（注）身体障害者福祉法の等級は機能障がい（impairment）のレベルで認定されるので、（　）の内に○がついている場合、原則として自立していないという解釈になる。

関節可動域(ROM)と筋力テスト(MMT)　(この表は必要な部分を記入)

筋力テスト ⇩	関節可動域 ⇩	筋力テスト ⇩		筋力テスト ⇩	関節可動域 ⇩	筋力テスト ⇩
	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90		頸		90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	
(　)前屈		後屈(　)		(　)左屈		右屈(　)
(　)前屈		後屈(　)	体幹	(　)左屈		右屈(　)
右				左		
	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90				90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	
(　)屈曲		伸展(　)		(　)伸展		屈曲(　)
(　)外転		内転(　)	肩	(　)内転		外転(　)
(　)外旋		内旋(　)		(　)内旋		外旋(　)
(　)屈曲		伸展(　)	肘	(　)伸展		屈曲(　)
(　)回外		回内(　)	前腕	(　)回内		回外(　)
(　)掌屈		背屈(　)	手	(　)背屈		掌屈(　)
(　)屈曲		伸展(　) 母	中手指節(MP)	(　)伸展	母	屈曲(　)
(　)屈曲		伸展(　) 示		(　)伸展	示	屈曲(　)
(　)屈曲		伸展(　) 中		(　)伸展	中	屈曲(　)
(　)屈曲		伸展(　) 環		(　)伸展	環	屈曲(　)
(　)屈曲		伸展(　) 小		(　)伸展	小	屈曲(　)
(　)屈曲		伸展(　) 母	近位指節(PIP)	(　)伸展	母	屈曲(　)
(　)屈曲		伸展(　) 示		(　)伸展	示	屈曲(　)
(　)屈曲		伸展(　) 中		(　)伸展	中	屈曲(　)
(　)屈曲		伸展(　) 環		(　)伸展	環	屈曲(　)
(　)屈曲		伸展(　) 小		(　)伸展	小	屈曲(　)
	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90				90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	
(　)屈曲		伸展(　)		(　)伸展		屈曲(　)
(　)外転		内転(　)	股	(　)内転		外転(　)
(　)外旋		内旋(　)		(　)内旋		外旋(　)
(　)屈曲		伸展(　)	膝	(　)伸展		屈曲(　)
(　)底屈		背屈(　)	足	(　)背屈		底屈(　)

備　考

注:

1　関節可動域は、他動的可動域を原則とする。

2　関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。

3　関節可動域の図示は ⟷ のように両端に太線をひき、その間を矢印で結ぶ。強直の場合は、強直肢位に　波線(〰)を引く。

4　筋力については、表(　)内に×△○印を記入する。
×印は、筋力が消失または、著減(筋力0,1,2該当)
△印は、筋力半減(筋力3該当)
○印は、筋力正常または、やや減(筋力4,5該当)

5　PIPの項の母指はIP関節を指す。

6　DIPその他手指の対立内外転等の表示は必要に応じ備考欄を用いる。

7　図中ぬりつぶした部分は参考的正常範囲外の部分で、反張膝等の異常可動はこの部分にはみ出し記入となる。

例示

(×)伸展　 　屈曲(△)